平成３０年（フ）第１５号
青森県八戸市沼館１丁目18番44号　沼館アパート２号室
債務者　中村　直人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１０００号
宮城県亘理郡亘理町字新井町７番地５　スターハウス亘理203、従前の住所岩手県岩手郡岩手町大字大坊第６地割６番地
債務者　中橋　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原92番地　町営西原第３住宅Ｂ８
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
仙台市青葉区国見ケ丘２丁目22番地の２、従前の住所静岡県袋井市鷲巣392番地の25
債務者　城谷　澄江
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
仙台市泉区八乙女中央３丁目13番37―403号
債務者　加賀　卓見
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
茨城県常陸太田市千寿町1111番地
債務者　櫻井　由子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３９号
茨城県水戸市袴塚１丁目１番２―302号　関口マンション、前住所茨城県水戸市渡里町2869番地の１　鈴木ハイツ102号
債務者　大森理香子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２２号
埼玉県熊谷市大原１丁目10番32号
債務者　堀越　　充
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１３７２号
京都市伏見区醍醐東合場町６番地７
債務者　中村友優大
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
京都市伏見区淀新町582番地11　青葉ハイツ201
債務者　大槻　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
京都府向日市鶏冠井町御屋敷31番地の19
債務者　乾　　美喜
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１０号
福岡市博多区豊１丁目９番57―503号
債務者　財部　智美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３９号
福岡市早良区原団地71番209号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４０号
福岡市城南区長尾３丁目４番13号
債務者　八尋　覚史
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７８号
福岡市東区多の津５丁目５番８―223号
債務者　杉　　宏人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７１号
熊本県菊池市泗水町吉富2990番地35　サライ吉富　Ｂ202
債務者　森　泰一郎
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号
秋田市土崎港東２丁目３番32号
債務者　高坂　知大
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部